

# 実務におけるアメリカ・ファースト投資政策

## Publications

2026年2月

By: Rachel K. Alpert

2025年12月18日、Chris Pilkerton氏が投資安全保障担当財務次官補（Assistant Treasury Secretary for Investment Security）として承認されたことにより、トランプ政権の「アメリカ・ファースト投資政策（America First Investment Policy）」は全面的に実施段階に入った。同政策においては、米国における外国投資が歓迎されるべきであるとの目標が示される一方で、そのような投資に付随し得る、新たなかつ進化しつつある脅威に対して警戒が維持されるべきであることが明確にされている。

同政策においては、中国による対米投資がもたらす脅威に焦点が当てられており、中国が米国の重要インフラを掌握することに関して特段の懸念が提起されている。この懸念に対処するため、同政策では、重要技術、重要インフラ、個人データ、その他のセンシティブな分野に關与する米国企業への投資に關して、「外国投資家による米国資産へのアクセスに対する制限は、中華人民共和国（PRC）やその他の外国の敵対国または脅威主体による略奪的な投資や技術取得の慣行からの検証可能な形で距離があつたり独立していたりする場合には、その程度に比例して緩和される」と定めている。別の言い方をすれば、中国の關与が当該投資からより遠い位置にあるほど、その投資は米国においてより好意的に評価されることになる。

これとは対照的に、日本のような同盟国やパートナー国からの投資については、米国において促進されようとしている。これには、米国の先端技術やその他の重要分野に關与する企業への投資を促進するための迅速化されたプロセスを創設することが含まれる予定である。対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the United States : CFIUS）において、現時点ではそのような「ファスト・トラック」プロセスはまだ実施されていないものの、最近の多国間イニシアティブにおいては、同盟国やパートナー国間における共通の事業上の利益を促進するという米国のアプローチが示されている。例えば、米国、日本、韓国、シンガポール、オランダ、英国、イスラエル、アラブ首長国連邦、オーストラリアの間で最近発表された「パックス・シリカ・イニシアティブ（Pax Silica Initiative）」は、「パートナー国全体にわたるAI主導の繁栄の時代を下支えする、持続的な経済秩序を確立する」ことを目的としたものである。同イニシアティブは、新たなジョイント・ベンチャーや戦略的な共同投資の機会を通じてこれを実現する一方で、懸念国による不当なアクセスや支配から、機微な技術や重要インフラを保護することを目的としている。

要約すると、政権によってアメリカ・ファースト投資政策やその他の関連イニシアティブの実施を継続されるにつれて、日本のようなパートナー国に対しては、投資審査やその枠組みがますます簡素化されていくことが予想される。

この記事はJenner & Blockニュースレターに掲載されています。

## 関連弁護士



### **Rachel K. Alpert**

Partner

ralpert@jenner.com

+1 202 639 3871

## 関連記事

Jenner & Blockニュースレター : 2026年2月

## 関連分野

国家安全保障・制裁・輸出管理

日本プラクティス

© 2026 Jenner & Block LLP. Attorney Advertising. Jenner & Block LLP is an Illinois Limited Liability Partnership including professional corporations. This publication, presentation, or event is not intended to provide legal advice but to provide information on legal matters and/or firm news of interest to our clients and colleagues. Readers or attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to matters mentioned in this publication or at this event. The attorney responsible for this communication is Brent E. Kidwell, Jenner & Block LLP, 353 N. Clark Street, Chicago, IL 60654-3456. Prior results do not guarantee a similar outcome. Jenner & Block London LLP, an affiliate of Jenner & Block LLP, is a limited liability partnership established under the laws of the State of Delaware, USA and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority with SRA number 615729. Information regarding the data we collect and the rights you have over your data can be found in our Privacy Notice. For further inquiries, please contact [dataprotection@jenner.com](mailto:dataprotection@jenner.com).

**Stay Informed**



